

スポーツにおけるグローバリゼーション

——ラグビーフットボールにおけるグローバル化の現状——

野々村 博
岡本 昌夫
福井 孝明

はじめに

I ラグビーとアマチュアリズム

1. マチュアリズムとは

——その発生と変遷——

2. なぜアマチュアリズムがラグビーの基本精神となったのか
——ラグビーフットボール発祥の歴史的背景——
3. アマチュア規定撤廃に至る背景
4. アマチュア規定撤廃後の展望

II オープン化がラグビー競技をどのように変えたか

1. ラグビー憲章の制定

2. オープン化に伴う競技規則の変更

- 1) ラグビーを変えた「メンバーチェンジ・ルール」の採用
- 2) トライを容易にさせた「プレイ継続」最優先のルール改正

III ラグビーのグローバル化と“The Art of Refereeing”

1. ラグビーとレフリー

2. オープン化に伴うレフリングの対応と The Art of Refereeing

はじめに

国際オリンピック委員会（I O C）が1974年、オリンピック憲章の参加資格条項から「アマチュア」の文言を削除して以来、世界のスポーツ界は急ピッチでオープン化プロ化を進めてきた。

その中で長年頑なに「アマチュアリズム」を遵守してきた国際ラグビー機構（I R B）は、遂に1995年10月「アマチュア規定」を撤廃しオープン化に踏み切った。「アマチュアリズム」は、100年以上にわたりラグビー競技の基本精神であった。しかし1980年代の後半に入り商業主義がラグビー界にも浸透を来たし、選手周辺に金銭上の黒い噂がクローズアップされることも度重なり、I R Bに対する偽アマチュアリズム批判が高まってきた。1987年に始まったラグビーのワールドカップにおいては、巨額のスポンサー契約やTV放映権料等がラグビー競技の商業化に一層拍車をかける結果となった。さらにオーストラリアの国際的メディア王ルパート・マードックが打ち上げた「南半球スーパーリーグ構想」

や同国出身のケリー・パッカーが計画した世界規模のプロの「ラグビーサーキット構想」がプロリーグへの選手の引き抜き攻勢を激化させる引き金となった。NZ, オーストラリア, 南アフリカの南半球3協会は、選手の流出防止のために選手とプロ契約する資金獲得策としてマドックのニュースコーポレーションと主要試合のTV放映一括契約を結んだ。

IRBは、これらプロ化への激しい潮流に抗しきれず遂にアマの砦を開放し、オープン化を宣言するに到ったのである。このIRBの歴史的決断は、以後スポーツのボーダレス化とあいまって世界のラグビー界に革命的变化をもたらすことになった。スポーツの世界でのアメリカ的物差しが、グローバルスタンダードとなりつつある現実を「ラグビーとアマチュアリズム」「オープン化がラグビー競技をどのように変えたか」「競技規則の改正に伴うレフリングの変容」の3側面に視点を置いて、変革の背景と今後の展望について考察する。

I ラグビーとアマチュアリズム

年表（アマチュアリズムのルーツと経緯）

1784	「芸術鑑定家」の意味に使用
1801	賭け試合の見物人を「ジェントルマン・アマチュア」と呼んだ
1803	「芸術愛好家」という意味で使用
1820 年代	ボート競技において、労働者は身体強健でフェアでないという概念を以ってプロと見なされた。これは社会的地位（能力）に基づく競争制限であって、金銭授受による概念ではない。 ※1860年代まで賞金のため競技することは、アマスポーツでは一般的なこと。
1866	アマチュア・アスレティック・クラブ（AAC）設立 ・オックスフォード、ケンブリッジ両大学の学生組織 ※労働者と競技して敗北することは名誉心、自負心を失墜することに繋がる。金銭に関係なく「社会的階級差別」を意味する ※アマ＝ジェントルマン　プロ＝労働者
1880	アマチュア陸上競技連盟（AAA）設立 ・労働者を排除する階級差別に対する圧力のため、AACからAAAに名称を変更する。 ・表面的には階級差別の是正にはなったが、アマには必要経費の支払や賞金の獲得の禁止が通告され、事実上、経済的に優位にあるジェントルマンの独占となる。 ※スポーツにおける「アマ」と「プロ」との区別は、イギリスで考え出された近代的概念で、アマチュアリズムの主要な目的は「中・上流階級と下層階級」の人々を区別することであった。 ① 社会的身分による区別 ② 職業による区別 ③ 動機による区別

1885	F Aがサッカーのプロ化を容認する
1893	ラグビー「休業補償」を要求 ・労働者階級の多いイングランド北部ランカシャーやヨークシャーでは、労働時間を割いてまでフットボールをする経済的余裕がなかったことからこの要求が出された ・R F Uは、賛成136、反対282でこの要求を拒否した
1895	R F Uがプロ化をめぐって分裂。 ・イングランドの北部22クラブがR F Uを脱退し「プロラグビーリーグ」を結成 ※1907年N Zに1908年豪州にラグビーのプロリーグが発足 ※ラグビーというスポーツ自体、大学・パブリックスクールという裕福な階級の子弟の通う学校で始められた。
1974	I O C憲章の参加資格条項から「アマチュア」の文言が削除された。
1984	第23回ロサンゼルス・オリンピックに「商業主義」の導入を容認。 「民営オリンピック」「商業オリンピック」の幕明けとなる。
1986	日本体育協会は、競技参加に対する代償を受け取ってはならないという「アマチュア規程」を廃止し、アマ・プロの境界を無くしスポーツそのものの特性を生かし、スポーツのためになる基準を示す「スポーツ憲章」を承認する。
1987	ラグビーの世界カップ始まる ・テレビ放映権料、スポンサー契約等で多額の収入を得る。
1990	I O C東京総会でオリンピック憲章を全面改定。プロの参加を承認し、競技の完全オープン化を決定。
1992	I R B「アマチュア規定」緩和。 ・但しプレイの対価としての支払は否定。
1995	I R B「アマチュア規定」撤廃 ・競技規則から「アマチュア宣言」を削除。
1999	I R B「ラグビー憲章」playing charter 制定 ・ラグビー競技の特性を踏まえ、競技関係者に対して一定の規範を示す。

※F A (フットボール・アソシエーション)

※R F U (ラグビー・フットボール・ユニオン)

※I R B (インターナショナル・ラグビー・ボード)

1. アマチュアリズムとは (その発生と変遷)

現在一般的に莫然と頭に浮かぶアマチュアは素人、職業とはせず趣味としてそれに携わっている人、プロフェッショナルの対極という概念があるが、アマに対するプロという関係の発生時の持つ意味には相当隔りがあった。(年表参照)

18世紀には、なんと芸術鑑定家の意味に使われ、少し範囲が広がって芸術愛好家をも含

むようになる。スポーツに関する表現として賭け試合の見物人を「ジェントルマン・アマチュア」と呼んだ記録もある。注目すべきはこの2語の取り合わせである。アマチュアはジェントルマンなのである。ダービーを想起するとよく理解できるかもしれない。アスコット競馬場に着飾って集う紳士淑女たちこそがアマチュアだったのだ。それに対するプロは労働者だ。頑健であるだけでフェアを知らない者達、「マイフェアレディ」のイライザの世界である。アマとプロは歴然たる社会的階級差別語だったのである。

19世紀末にはその風潮に対する多少の批判や圧力が発生し、表面的には是正されたかに見えるが頑迷なジェントルメンは経済力の有無でアマの枠を締めつけた。アマたる者にはスポーツ経費の支払を命じ、賞金の受領を禁じたのである。経済力のあるジェントルマンのみが大学生となり得、賞金などに目もくれず、スポーツに打ち込めるという図式である。映画「炎のランナー」に見る大学生の坊ちゃんランナーなのだ。報酬を受けないのがアマチュアという現在の感覚の原点はここにあると思われる。

20世紀はアマススポーツ全盛の時代で、オリンピック初め大きな競技会の多くはプロを排除してアマの記録を重視してきた。スポーツによって報酬を得ないのがアマであり、そこには社会的階級の差は殆んど見られず庶民が独力でまたは他の援助を受けて参加するのが前提であった。

しかし19世紀末から萌芽のきざしのあったスポーツのプロ化のマグマは、20世紀中も胎動を続け、終わり頃にはオリンピック憲章の参加資格にアマ・プロが問われなくなり、TVの普及とともに画面に企業マークを帯びた選手が映じ、CMににこやかな選手が手を振るようになってきた。商業主義の参入である。憲章はプロの参加を承認し、アマ規定の緩和から撤廃までのスピードは速かった。2世紀にわたったアマとプロの差別は、21世紀に至って完全に解放されたのである。

2. なぜアマチュアリズムがラグビーの基本精神となったのか

——ラグビーフットボール発祥の歴史的背景——

フットボールのルーツはイングランドにある、というのはほぼ確実であろう。日本に蹴鞠があるように、中国にも足球があり、イタリアにはカルチョがある。古代エジプトや近東にも、また太平洋の島々にも北米の原住民にも丸いボール（果実、豚の膀胱、敵の頭部など）を蹴ったり把んで走ったりする遊戯の残痕が見られるのだが、現在のフットボールに繋がる系統は、やはりイングランドに求めたい。イングランドといえども最初は町を挙げての、町中や野を嵐のように駆け巡り、川の中でのボール争奪戦に夜更けまで暴れ狂う原始的な民俗フットボールに端を発し、それがパブリックスクールのスポーツとして発展していったのである。

そのパブリックスクールの中の一つにラグビー・スクール（ラグビーは学校所在地名）があった。ラグビー・スクールの校長トーマス・アーノルドは、生徒の規律と秩序を維持する手段としてフットボールを利用した。アーノルドは、校長であると同時にイングランド国教会の聖職者でもあったので、キリスト教を基盤にした人間教育にも力を注ぎ「クリ

スチャン・ジェントルマン」の育成を教育目標として掲げたのである。そして責任感、義務感、奉仕の精神を養う手段として団体競技、特にフットボールを推奨したのである。かの有名な伝説ウィリアム・ウェップ・エリスのラグビー発祥の銘板が嵌め込まれているのは、ラグビー・スクールの扉なのである。

ラグビー・スクールでもう一つ特記しなければならないのは、それまで口伝えで上級生から下級生に申し送られていたフットボール・ルールを37条に成文化したことである。アーノルド校長の四男ウィリアム・アーノルドを含む3人の生徒達によるものであった。数年後やはりパブリックスクールの一つイトン・カレッジでもルールの制定がなされた。新興の中流階級の子弟を多く預かるラグビー・スクールに対して、貴族や上流階級対象の名門校としてのプライド、対抗意識からかイトン・カレッジのルールでは、手によるボールの扱い、得点の面においてラグビー・スクールのルールとは大きく異なり、ここに二つのフットボール、ラグビーとサッカーの分岐の萌芽を見るのである。

その後それぞれの学校の卒業生・関係者が同好のクラブを林立させ、それぞれが採用したルールによってフットボール・アソシエーション（FA）、ラグビー・フットボール・ユニオン（RFU）という大きな二つの組織を形成していった。こうしてイングランドのラグビー・スクールで基礎を造られ、形を整えていったフットボールはラグビーフットボールとして確立されたのである。

その後FAのサッカーは、幅広い階級に支持を得、労働者階級の参加も多くなってクラブ数が急増した。工業地帯を持つ北部イングランドでは特にその傾向が顕著であった。前述の通りジェントルマンのアマチュアに対し、労働者はプロフェッショナルである。労働者の参加増はサッカーのプロ化に拍車をかけることになる。クラブは選手に報酬を与え、集められたプロ選手のプレイを見るために入場料を払う観客がサッカー場にひしめくようになった。

RFUのラグビーにも同じような波が覆いかぶさろうとした。イングランドの北部の労働者たちのラグビークラブもサッカー同様に増加し、労働者たちがラグビー競技のために費やされた労働時間の補償を要求し始めたのである。しかしパブリックスクール出身者などエリートが多かったRFUの対応は強固であった。ラグビーは清廉潔白なアマチュアリズムを遵守すべきだという考えが強く支配し、1886年厳しいプロ禁止規定を作った。プロの参加を容認した1995年以前までのルールブックの冒頭には、競技の目的の次に「アマチュア宣言」が掲げられている。「ラグビーフットボールはアマチュアの競技である。競技に参加することにより、何びとも金銭または物的な報酬を求めたり受けたりしてはならない」と。かくしてアマチュアリズムを高々と掲げたラグビー精神は、以後100余年にわたりRFUによって絶対のものとして守られてきたのである。

3. アマチュア規定撤廃に至る背景

労働者がプレイし、試合や遠征に出かけるためには、就労時間を割かなければならなかった。イングランド北部の工場地帯の労働者の多いクラブでは、そのための休業補償制度

を持っていた。プレイ時間に代償を得ていたのである。労働者がプロと呼ばれた所以である。中流のパブリックスクールに端を発するラグビーのユニオン（RFU）の中枢には、中・上流階級の裕福なメンバーが揃っていたが、体力的に優れた北部の労働者クラブに敗れることはジェントルマンのプライドが許さなかった。そこでRFUは策を弄して休業補償の禁止、賞金受理の禁止をラグビー規則に定め、自動的に北部クラブの締出し、弱体化を謀ったのである。アマチュアリズムによるプロへの圧力である。そしてそれはプロ対アマの100年戦争の発端ともいえようか。

その後1895年圧迫されたイングランド北部の22クラブはRFUを脱退して、プロラグビーリーグを結成し、南半球においても1907年NZに、1908年にはオーストラリアにプロリーグが発足、とプロ化の波は世界を侵蝕していったがRFUは頑としてアマチュアリズムの旗印を降ろさなかった。

しかし洋の東西を問わず、今昔を問わず、利便を得るための袖の下からの金銭、物品の授受は絶えることがない。禁じられれば裏道を作る。ラグビー界にも半ば公然と黒い影が動き始め、IRBの網の目も次第に緩み綻びを隠しきれなくなってきた。加えて1987年に第1回ラグビーワールドカップが始まるや、テレビの放映権料、スポンサー契約、種々の権利契約と巨額のカネの流れが始動し、つぶさなラグビー情報が民衆の眼前に繰り上げられた。当然ラグビー人気は上昇し、それに応えるためにラグビー選手は、身体的にも技能的にも精練、精選されていく。優れた選手の引き抜きが始まり、アマからプロへの転向選手の続出現象が起った。事ここに到って止むなくRFUは重い腰を上げ、アマチュア規定を徐々に緩めていかざるを得なくなった1992年のことである。1995年には早くもそのアマチュア規定は撤廃され、競技規則からは不滅と思われた「アマチュア宣言」が抹消されたのである。

4. アマチュア規定撤廃後の展望

ラグビーのプロ化というのは、ラグビーがプロになるということではない。完璧なるアマチュアリズムに固執しないということである。いわばプロフェッショナルもアマチュアも仲良くプレイしようということで、IRBは敢えてプロ化と言わず、ラグビーのオープン化という言葉を用いる。

急進的な南半球3国のNZ、豪州、南アは、フルタイムのプロ選手を認めており、IRB会議で「我々はアマチュアを放棄しプロとして活動していく」と宣言した。イングランド、ウェールズ、フランスはセミプロの方向を指し、代表的なプレイヤーは協会と契約するだろう。イタリア、スコットランド、アイルランドは世界の情勢を窺っている状態だ。カナダ、アメリカ、ルーマニア、スペインはアマチュアとして残るのか。世界で純粋にアマチュアと言えたのはカナダとアルゼンチンだったが、世の趨勢を鑑みいずれもプロ化を受容した。

さて日本は。W杯決勝トーナメント進出を目標に掲げ強化策を練っていた日本ラグビー

協会は、2003年これまで関東・関西・九州の3地域で行なわれていた社会人リーグの上に、全国から選りすぐった12チームでもってトップリーグを発足させた。リーグ発足2年を経た段階ではあるが、体力・技術面における戦力レベルは格段に向上し一歩目標に近づいた感がある。これらのチームに所属する殆んどの外国人選手は言うに及ばず、日本人選手の中にもプロ契約する者が増加しつつあるのが現状である。企業チームにとっては、終身雇用の社員契約をするよりも、1～2年の短期選手契約でしかもチーム強化の実があがるプロ選手の採用がベターだとする方向へ動くものと思われる。大学以下については、厳然としてアマチュア規定を守り、一般的には世界の動静に逆らわず、今後出現する事態には臨機応変に対応していかなければならないだろう。現実的には、テレビメディアの弱い国ではプロ化は難しいのである。スポンサー企業を当てにすることができず、ペイする資金調達が困難だからだ。南半球3国の強腰には、NZのメディア王マードックが1996年から以降10年間の南半球3国のテストマッチ6試合と州代表選手権のスーパー12の放映権を巨額で買い取ったという背景がある。その陰には同じ南半球の西サモア、フィジー、トンガの悔し涙がある。仲間外れにされテレビメディアから弾き出された悲哀である。ともあれ各国各様の問題を抱え、混沌たるラグビー界の前途ではある。

II オープン化がラグビー競技をどのように変えたか

「アマチュアリズム」は、ラグビー競技の基本理念である。これを否定するような商業化の現状を容認しがたい北半球諸国に対し、選手のボーダレス化で国代表選手の海外流出に苦慮する南半球諸国では、逸早くTVメディアやスポンサーの資本参加を受け入れ、クラブと選手とのプロ契約を黙認してきた。この「アマ規定」に対する南北対立は、結局時代の流れに逆らえない南半球の現実派の主張が大勢を占めるところとなり、1995年「アマ規定撤廃」「ラグビー競技のオープン化」が決定したのである。以後、プロ容認のリーダーシップをとった南半球諸国は、競技規則の改正や、ルールを適用するレフリングにおいても主導権を握ることとなった。

商業主義を全面に、視聴者を意識したTV用の観て面白いラグビーへと、ラグビー競技の精神をも揺るがしかねない改正案が、プロ主導の中で次々に打ち出される結果となったのである。以下、その実例をあげて検証する。

なお、アマチュア関連の規定については、別途「選手・役員規定」によって詳細が定められている。

1. ラグビー憲章 (IRB playing charter) の制定

アマチュア規定の撤廃により競技規則の序文から「アマチュア宣言」が削除され、1999年IRB (国際ラグビー機構) は、新たにラグビーというスポーツのアイデンティティを明確にした「ラグビー憲章」を制定した。

ラグビーの基本原則を定めるこの憲章の目的は、ラグビー競技がラグビー憲章に沿ってプレイされているかどうかのチェックリストを設けることと、ラグビーがもつ独自性を失

わせないためのものである。ラグビー憲章は、ラグビーとは何かを説明する競技規則を補う重要な性格を担うものであり、プレイヤー、コーチ、レフリー、そして競技規則を制定する者に一定の規範を示すものとなる。

1) ラグビーの目的

「競技規則およびスポーツ精神に則り、フェアプレイに終始し、ボールを持って走り、パス・キックおよびグラウンディングしてより多くの得点をあげることである」この部分には変更はないが、次のような解説が追加されている。ラグビーの目的を達成するためには、2つの基本原則があり、それは A) ボールの争奪であり B) プレイの継続である。これは他の球技にも共通の特質であるが、ラグビーでは特に競技方法において他のスポーツと異なる独自性を持っている。①手と足の両方を使用できる ②ボールを持って自由に走ることができる ③パスは後方のプレイヤーに対してのみできる等、7項目の特性をあげている。また基本原則の「ボールの争奪」と「プレイの継続」については、どのようなケースのプレイで発生したり、行なわれるかが説明されている。

2) ラグビーの原則 3) レフリングの原則 4) ルール制定の原則

上記についても、競技を行うプレイヤーやコーチに対して、競技規則を適用するレフリーに対して、競技規則を制定する者に対して、それぞれの担当部門に分け留意すべき事項が詳述されている。

従来のルールブックが、ラグビー経験者本位に記述されていたのに比べ、ラグビーフットボールというボールゲームの特性が、ラグビーを初めて経験する人や見る人にも分かり易く書かれている。このことは、サッカーが統一ルール制定の際に「普遍的ゲーム (universal game)」を主目的に置き、文化の違いを超え広く世界へ伝播させ、今日の隆盛を誇るに到ったのに対し、ラグビーを愛好する者のみが集い、楽しめば良しとしその普及が同一文化圏の一部地域にとどまったラグビーが、W杯ラグビー発足を契機に普及のグローバル化に一步を踏み出した改革の一端を垣間見ることができる。

2. オープン化に伴う競技規則の変更

1995年、ラグビーフットボール競技の中核を成す「アマチュア規定」が撤廃された。第1回W杯ラグビーの開催を契機に、従来のように代表選手が本業の片手間に大会へ出場するような時代ではなくなった。地球規模での国際交流も頻繁に行なわれるようになり、従来の南北両半球での冬季スポーツとして半年ずれたシーズン制も、国際舞台の上では、ラグビーシーズンという観念にとらわれず年間を通じて行なわれるようになった。この結果、代表選手ともなれば長期に亘る遠征試合や強化合宿等のために、本業に専念することが困難となった。

I R Bは、生活補償を求める声の高まりや、プロリーグへの移籍防止のために、休業補

償や日当の支給等を認めるなどの規制緩和策を対症的に講じてきたが、プロ全盛のスポーツ界にあっては、時代の流れに逆らえず遂に「プロ化容認」に踏み切ったのである。しかし、プロ化を容認し規制を緩和しても、その財源を確保するのは容易ではなく、TVマネーとスポンサー料で財源を得たW杯出場常連の数ヶ国を除いて大半の国では、各国各様にプロ化への道はまだまだ厳しい状態にある。IRBは敢えてプロ化とは言わずプロアマ混在の「オープン化」と称しているのである。

このような経緯の中でのプロの参入は、競技規則の上で、またその適用において、革命的とも言える改革をもたらすこととなった。IRBは、これまでも①安全性の確保 ②プレイの継続 ③ゲームのスピード化 ④粗暴なプレイの排除 について、度々ルール改正を行い時代の波に対応してきたが、今回のルール改正は、ラグビー競技の根幹を揺るがすものとなった。

1) ラグビーを変えた「メンバーチェンジ・ルール」の採用

表1 (選手交替制度の変遷)

1968	・国際試合に限り<負傷交替>を認める
1976	・全ての試合において、負傷の場合に限り2名以内の交替を認める ※医師・医務心得者の勧告により退場
1981	・18才以下のチーム→6名以内の交替可となる
1983	・医師・医務心得者不在の場合→レフリの判断で交替可となる
1986	・20才以下のチーム、6名以内の交替可となる
1988	・メディカル・サポーター (M, D) 制度新設
1991	・2名以内の交替→3名以内の交替可となる
1992	・3名以内の交替→4名以内の交替可となる
1993	・出血による<一時的交替>を認める
1995	・20才以下のチーム、交替6名以内→7名以内の交替可となる ※交替選手7名中 (フロントロー2名, ロック1名を含むこと)
1996	・国内試合4名以内の交替→6名以内に ・国際試合4名以内の交替→6名以内に ・戦術的理由による<入替え制>導入 ※入替可能人数 (フロントロー2名, その他4名)
1998	・6名以内の交替→7名以内に ※選手22名中にフロントロー5名を含むこと ※入替可能人数 (フロントロー2名, その他5名)
<p><交替制度></p> <p>①交替 (負傷交替) 医師・医務心得者またはレフリの勧告により交替させる。</p> <p>②一時的交替 (出血交替) 出血した選手が止血する間一時的に交替させることができる</p> <p>③入替え (戦術的交替)</p>	

リザーブ7名を自由に交替させることができる
※コンタクトレンズが外れた場合も、一時的交替を認める。

ラグビー競技における選手交替は、100年来認められなかった。これはラグビー発祥の地であるパブリックスクールの厳格な教育方針に由来するものと思われる。エリート教育の一環として行なわれたラグビーフットボールは、支配階級に必要な責任感、不屈の魂、質実剛健、自主独立等の資質を養成する絶好の場として推奨された。「降る雨も我を阻まず 降る雪も我を得止めず 傷つきて友斃るとも援軍を求めぬ掟」と謳われた大義が根強く強調されてきた。ところが1960年代の後半に入り、負傷者に対する安全対策と負傷退場による双方の人数の不均衡が問題視されることとなり、ラグビーの基本原則である公平・平等 (fifty-fifty) の精神のもとに、選手交替制の採用がクローズアップされてきた。1968年国際試合において、負傷した場合に限り2名までの交替を認めたのが最初の選手交替であった。1976年には、このルールが国内試合にも適用されることになった。その後1981年には、青少年の健康管理の観点から19歳未満のチームは6名まで、更に1986年には年齢層が21才に広がり、人数枠も1994年に7名以内に増員された。一方、21才以上の一般チームも漸次交替できる人数枠が増え7名となった。なおエイズ問題が取り沙汰されるに及んで、出血した選手が止血するまで一時的に交替できるルールを新たに設けた。以上は、いずれも安全面を重視した負傷の場合に限っての選手交替ルールであったが、1996年、ラグビー競技の本質を変える<戦術的理由による交替制>が導入されたのである。これはまさしく合理主義、適材適所主義を信条とするアメリカン・スポーツの特徴である「メンバーチェンジ・ルール」の採用である。試合の後半に、疲労著しく動きの鈍った選手の代わりに活きの良い元気な選手を起用することで、ゲームの活性化を促す効果はあるにせよ、勝つことを至上目的とする適材適所主義のこのルールは、人格を否定し人間性をスポイルしかねない危険性を秘めている。

ラグビーは、キャプテンシーを大事にするスポーツである。監督・コーチの役割りはゲームの開始までのことで、一旦選手がグラウンドに立てば、キャプテンを中心に15人がゲームメイクすることを第一義とする競技である。かつて15人以外の選手やスタッフは全てスタンドに上がり、ゲームには一切関与しないとされてきたが、この原則が根底から崩壊することとなった。近来は、スタンドの最上段からゲームの展開をチェックする係から、あるいはグラウンドで待機しているメディカル・サポーターからの情報が逐一監督・コーチに伝えられる。これらの情報は、トランシーバーや携帯電話でやりとりされ、選手の入替えや作戦の指示が公然と行なわれるようになってしまった。今後ますますメンバー編成や選手起用について、戦術・戦法の切り換えにおいて「メンバーチェンジ・ルール」が大きなウエイトを占めてくるに違いない。まさにラグビー界に革命が始まったのである。これをラグビーの進化と見るか、退化とみるか、今後の推移を見たい。

2) トライを容易にさせた「プレイの継続」最優先のルール改正

IRBは、これまでも時代の要請に応えるべく、安全に配慮し、しかもスピーディなゲームとプレイの継続に重点を置いたルール改正を行ってきた。第1回W杯ラグビー以降更にTVを意識したルール改正を断行したが、近來、防御網の整備によりトライを奪うことが難しくなり、PG（ペナルティゴール）で勝敗が決まる試合が多く、ラグビー本来の自由奔放なランニング・ラグビーやオープン展開によるトライゲームが少なくなった。このために、ルール改正に当っては、攻撃側に有利な方向で改正されてきたが、TVが参入したW杯以降、攻撃側絶対有利の傾向がますます顕著になった。その結果、スクラム、ラインアウトやタックル時において、ボール保持側（攻撃側）に絶対有利なプレイやルールが適用され、一旦ボールを獲得すれば、ミスがない限り延々と攻撃を継続でき、トライに結びつけることが容易となった。まさに得点経過は、バスケットボールのような点取り合戦に変貌したのである。以下、該当事項を挙げ問題点を指摘する。

(a) 「スクラムへのボールの投入とフッキング」に関して

競技規則では次のように記されている

- ・ 立つ位置……………スローアーは、スクラムの中央で、スクラムから1メートル以上離れた場所
- ・ ボールの保持……膝と足首の中間の高さに保持する
- ・ ボールの投入……スクラムの中央線上、最も近いプロップを越えた地点へ、地面に触れるように、素早く投入する
- ・ フッキング……………フッカーは、ボールがスローアーの手を離れるまで、足を上げたり、前へ出してはならない。またボールの投入を妨げてはならない。

文面の上での変更は殆んどみられないが、ルールの適用は非常におおらかになった。1980年代までは not-straight, direct-hooking など、ボールの投入とフッキングに関しては、大変厳しく適用されたものである。ところが攻撃側有利に、プレイの継続を優先する現行のルール適用では、多少、中央の線から味方に近く立ったり、投入が曲がったり、足を上げて違法とみなされなくなった。このため相手側は、敵ボールを殆んど獲得できず、スクラムにおける「ボール争奪戦」は終わった。そのために「ボールインとフッキング技術」は「用・不用の法則」のもと不要となり退化していった。かくして、ラグビー競技の原則たるボール争奪における「fifty-fifty の精神」は、ここでも無惨に葬られたのである。

(b) 「ラインアウトにおけるサポート」に関して

ラインアウトとは、タッチからボールを投げ入れ、双方がボールを争奪し合うゲーム再開の方法である。ここでも近年、プレイとルールの面で大きな変化が見られる。本来、双方が2列に並んだ中央へボールを投げ入れ争奪するプレイである。高さやジャンプ力が何よりも優劣を分けることとなる。投入者と捕球者の息の合ったタイミングスローやダミージャンプ、前後の位置移動など、身体的能力のマイナス面を補う様々な捕球技術を開発し

対応してきたものである。ここでは、体格の優劣を前提とした戦術・技術の研究開発、習得が勝利への重要なファクターとなっていた。

現在では、TVでの迫力ある映像を供する立体感をもたせるプレイとして、「ジャンパーへのサポート」が認められ、3メートルを超える高さでの空中戦がラインアウトプレイの主流を占めるようになった。あたかも棒高跳において、身体的技能よりボールの素材開発が記録更新に大きな役割りを果たしたのと同様の発展過程を辿っているとさえ思われるのである。安全上の問題を抜きにすると、これは一つの進化の形なのかも知れないが、従来の方法に比べ、ボールの獲得率は格段に高くなったことは確かであり、ボール争奪の公平性を軽んずるボール保持側絶対有利のルール改正と言えよう。

(c) ターンオーバー（反撃）を困難にしたタックルの規制緩和

競技規則では「タックルされたプレイヤーは、直ちにボールをパスするか、手放すか、立ち上がるか、ボールから離れなければならない」とあり、これは従来のルールと変更はないが、新ルールでは付加として「手放す」意味が、前方でなければ、いずれの方向へもボールを押し進めることができるとされ、タックルされた直後のプレイに対する規制が緩和されている。すなわち、プレイを継続するためには、パスや手放しが直ちにではなく、多少時間的に余裕を持たせてもよしとする甘い適用となっている。

本来タックルとは、ボールを持って突進してくる相手を倒し、その攻撃を食い止め、逆にボールを奪い返し反撃に転ずるプレイである。タックルされたプレイヤーに〈直ちに〉の規制を緩め、プレイ継続のために間を与えたことは、「タックル」による一時的防御の目的は達するものの、相手ボールを奪取して反撃に転ずるといふ、もう一方の目的を一部封ざることとなった。そのために攻撃側は、パスミスや妨害行為がなければ、防御側に食い止められても連続攻撃がより容易となり、トライに結びつく結果となっている。ここでも、攻撃側優先のルール適用により、fifty-fiftyの下でのボール争奪の妙味が薄められたのである。

以上、プロの参入に伴うプロ・アマのオープン化は、必然的にTVマネーとコマースリズムの激流に投げ込まれることとなり、競技に大きな変革をもたらした。IRBは、莫大なTV放映権料と引き換えに、視聴者とスポンサーの要望に沿うべく、魅力あるラグビーを指向して、プレイの中断を少なくし、継続プレイを促進する方向に、スリリングなトライシーンが数多く観られるように、また試合の最後まで高質で迫力ある内容が保持できる等のルール改正を実施した。このルール改正の多くは、よりスピーディなゲーム展開や息を呑むような波状攻撃、劇的なトライシーンを増やし、観る人を大いに楽しませてくれた。このように一般社会のニーズに対応した変革は、閉鎖的であったIRBの体質を変え、ラグビー競技のグローバル化に貢献した面は高く評価できるが、その一方で次のようにラグビーが失ったものも大きい。

- ① メンバーチェンジ・ルールの採用は、サイドコーチを認め、キャプテンシーを喪失

させ、選手はもの言わぬ将棋の駒と化した。

- ② ボール争奪における「公平・公正の原則」を無いものにした。
- ③ グローバル化は、年代層を超え、チームの個性を欠き、単調で均質的な戦法を固定化した。
 - ・ 攻撃側絶対有利のルール適用は、スクラムやラックサイドを繰り返し突く単調な戦法を促進させた。
 - ・ ペナルティからのタッチキック後のラインアウトは、キックした側のラインアウトで再開するとのルール改正で、ラインアウトでのサポートプレイ容認と相まって（ペナルティーキック→ラインアウト→モール）戦法に終始するようになった。ペナルティゴールを狙えば容易に得点できる位置にも拘らず、むざむざ3点を放棄してまでもゴール前ラインアウトからのモール戦法にこだわる虚しさを生んだ。

Ⅲ ラグビーのグローバル化と The Art of Refereeing

21世紀初の夏季オリンピックは、激動する国際情勢の中、世界人類の平和と友情を希い、近代オリンピック発祥の地アテネで開催された。202の国と地域から16000人の選手・役員が参加、大きな混乱も無く盛会裡に無事閉幕した。

しかし、素晴らしい記録の更新や華麗な演技、感動的な数々のドラマの陰で、相次ぐドーピング違反や採点競技の誤審など競技の根幹を揺るがす問題が続発した。2002年のソルトレーク冬季オリンピックにおけるフィギアスケートでの不正採点で、2位だったカナダペアに2個目の金メダルを与えねばならなかった不祥事以来、採点競技における審判の誤審問題が恒例行事のようになっている。

今回のアテネ大会においても体操競技で2件の大きな誤審によるトラブルが発生している。一つは、男子平行棒での難易度の判定間違いから0.1点低く採点したミスによって、3位となった韓国選手が金メダルを逃した誤審問題。国際体操競技連盟は誤審と認め担当した審判員3名を資格停止処分としたが、競技規定により一旦くだされた判定は覆らなかった。もう一件は、男子鉄棒において、観客のブーイングによって判定を覆し、得点を上方修正し混乱に拍車をかけた前代未聞の事件。担当の審判員は観客のブーイングもさることながら国際体操連盟の役員からのプレッシャーがあったと告白している。

スポーツ競技は、競技規則や規定に基づいて判定する資格を持つ審判が存在してこそ成り立つもので、競技規則の唯一の判定者が抗議やブーイングによって判定を修正したり覆してしまっただけでは、もはや審判の必要性はない。審判の権威は失墜したのだ。商業主義が浸透し、選手のプロ化が進行する中、選手の競技成績が、賞金の獲得やスポンサーの評価に直結する現状では、外部からの圧力や誘惑に直面することが今後ますます多くなるに違いない。プロ化の激動の中、様々に揺れ動く「審判」について考察する。

1. ラグビーとレフリー

イングランドのパブリックスクールに端を発したラグビーフットボールにおいて、チー

ム間のプレイ中にトラブルが生じた場合、両校のキャプテンの話し合いで解決を見出すのが通常であった。しかし能率性においても正確性においても、必ずしも満足のいくものではないことは容易に想定される。そこで第三者の目「審判」の必要性が生じてくるのである。

1863年に改定されたケンブリッジ・ルールの中に、初めてレフェリー、アンパイアという言葉が見られる。日本においては、どちらも審判員という意味に使われ、競技によっていずれかを採用している。レフェリーを使っているのがラグビー、サッカー、バスケット、ボクシング等、アンパイアを用いているものに野球をはじめテニス、卓球などがある。アンパイアは語源的に“立場を異にする人”の意味を持っており、これは競技者でない者を指していると思われ、対戦する双方のチームの中から選ばれたか、またはいずれかのチームから依頼されたとも考えられる。これに対してレフェリーには“調停や審査を委託されている人”の意味があり、第3の立場にある競技・法律（ラグビーでは規則をLawという）に精通した中立を保持できる人物が選ばれたと思われる。主審をレフェリーと呼ぶラグビーにおいては、両チームの合意のもとで依頼するか、協会から指名される中立の立場にある者がレフェリーの任に当たるのが一般的である。そのレフェリーの権限について「すべてのプレイヤーは、レフェリーの権限を尊重し、レフェリーの決定に反論してはならない」という厳しいルールの明示があるが、これも両チームが敬意を表して招聘したレフェリーに対する礼儀としては当然のことであろう。ゲームについての全権を委託した以上、抗議などすべきでないのが当然の理である。ラグビーの競技規則はRulesではない、敢えてLawsと記す。Ruleには物差し、定期と言う意味もある。堅い定規で引いた線は、融通がきかず小さく固まった判断しかできない。規制に通ずるLawには模範、礼儀という意味もある。周囲に心を及ぼし、相手に心を配る規範に通ずるといえよう。まさにジェントルマンシップの国に生まれたスポーツに相応の精神であろう。

表2（オープン化に伴うレフリー関連の改正事項）

1996	○シン・ピン（一時的退出）制度導入……（10分間退場） sin＝違反 bin＝置場 ※退場に準じる処置として、国内特別ルールに採用
1997	○ハーフタイム 5分以内→10分以内に ※テレビ側の要請によるCMタイム
1998	○第3タッチジャッジの新設 ※交替・入替えに関する権限を「第3タッチジャッジ」に委任できる
1999	○トランシーバーシステム導入（国内の上位レベルのゲームに適用．レフリーとタッチジャッジ間）
2000	○マッチオフィシャル……1名のレフリーと2名のタッチジャッジで構成 ・ゲームサポーターとして追加される人 第3タッチジャッジ、ビデオ係、タイムキーパー、マッチドクター、チームドクター、チーム役員、ボール係

- レフリーが「意見を求めることができる人」を新たに追加
 - ①タッチジャッジ……T, Jの職務に関する事項, 不正なプレイ, 計時に関する事項
 - ②機器を使用する係(ビデオ係)
 - ・インゴールにおけるプレイに関して
(トライまたはタッチダウンの判定)(不行跡の有無)(ゴールキック成否の判定)
 - レッドカード・イエローカードの採用
 - ・レッドカード……退場を命じる場合
 - ・イエローカード……警告を与え, 一時的退出を命じる場合
- ※グローバルな基準は警告, シンペン, 退場の順

2. オープン化に伴うレフリングの対応と **The Art of Refereeing**

21世紀はIT時代だと言われる。ラグビーは、発祥地イングランドのパブリックスクールの生活文化を強く継承し、アマチュアリズムを最も長く踏襲してきたスポーツである。サッカーが広く門戸を開放し、グローバル化を早期から進め、今やグローバリゼーションの最右翼にあるのに対して、ラグビーはジェントルマンシップにこだわり、積極的に普及の輪を広めず、近年に至るまでその保守的、閉鎖的な体質を変えることがなかった。

しかしIT時代を迎え、社会情勢の大きな変動の中で、マイナースポーツからメジャースポーツへと発展させるためには、ラグビー不毛の地域の普及振興活動が急務となった。その最初のステップがW杯開催である。これまで英国の4ヶ国とフランス、イタリアを中心とするヨーロッパ勢と、NZ、豪州、南アの南半球勢の二大勢力が突出した形で発展してきたラグビー界にも、漸くグローバリゼーションの波が押し寄せてきたのである。IRBは、まず第3勢力と見なす日本、韓国などのアジア諸国とカナダ、アメリカを加えたパシフィック・リム選手権を開催するなど、ラグビー弱小国の強化に着手したのである。各地域にラグビー競技が根ざし、強化が進み、強豪国との格差が埋まった時こそ、W杯はグローバリゼーションを達成したと言えよう。しかし、現状では、ラグビーにおける発展途上国の強化は遅々として進んではいない。W杯での収益の大半は、強豪国により厚く分配され、普及強化を急務とする地域への補助は極わずかである。その間にも強豪国は巨額の財源を得て、世界制覇を目指し選手強化に余念がない現状である。その上、二大勢力は選手のプロ化を一層進め、戦力の格差は逆に開く一方である。と同時に、前述のように従来のラグビー観を覆すようなプロ側の要望によるラグビー、即ち観客やTVを意識した改革がもたらされたのである。

本来ラグビーのレフリーは“裁定を委された人”という意味で、初期のフットボールのレフリーは、競技場外で椅子に座りただ戦況を見守るだけであつたようで、プレイ中に何かトラブルが発生し、双方のキャプテンの話し合いや、アンパイア同士の調停でも決着が

つかない場合に、その裁定を求められるに過ぎない役割りを荷負っていたのである。言わば“Law”の番人である。“Law”とは競技の規範を示すもので、ラグビーでは、(公平)(プレイの継続)(安全)の3原則を規範の骨子に置く。レフリーは、この規範に基づき裁定をくだすことになる。ラグビー競技のLawの精神は、パブリックスクールにおける当時の生活規範を前提に想定されたもので、従ってルールブックには、フェアプレイやレフリーの目をあざむくような姑息なプレイをしないなど、人間として当然成すべき事項については記載されていない。ラグビーは“ジェントルマンの行う野蛮なスポーツである”と言われる。自らを律することのできる者がラグーマンたる資格を有するのだと、ラグビー競技を自己陶冶の場としたラグビー校の教育方針の流れを継承しているのである。

しかし、ラグビー競技が徐々に英国の精神文化と異なる文化の地域に伝播されるに及んで、また社会環境の変化や時の流れの中で、英国的ジェントルマンシップが通用しない時代となった。ルールブックにも「プレイヤーは、スポーツマンシップの精神に反するいかなる行為も行なってはならない」と不行跡を厳しく罰する条項が書き加えられるようになった。近年、プロ参入による勝利主義先行のゲームにおいて、ラフプレイ(粗暴プレイ)の横行が顕在化している。ルールブックでは、更に危険なプレイ・不行跡として「相手プレイヤーを殴打したり、蹴ったり、踏みつけてはならない」その上に「いずれのプレイヤーも報復行為を加えてはならない」等の条項が追記された。情けないが、まさに暴力行為取締まり条項である。

ラグビー競技のレフリーは「唯一の事実の判定者であり、競技規則の判定者である。競技時間と得点に全責任を有する。すべてのプレイヤーは、レフリーの権限を尊重し、レフリーの決定に反論してはならない」とレフリーに絶対の権限を与えている。双方で30名のプレイヤーが入り混じる格闘技的ボールゲームを一人のレフリーがさばくのだから、ミスジャッジは当然起こり得ることを前提に、少々ミスは容認してまでも、ラグビーの真の魅力であるダイナミックなプレイの継続を最優先とする「アドバンテージ・ルール」の適用を義務づけているのである。

アドバンテージ・ルールは、40余年前に発行された「The Art of Refereeing」の中に記載されており、1896年以前には、アドバンテージ・ルールは存在していない。それまでは種々の反則に対して、アンパイアを通じてレフリーにアピールがなされていた。ところが相手側に反則があっても味方に有利にプレイが展開している場合には、アピールがなくなることが多くなり、アピールが終焉を告げた時「アドバンテージ・ルール」が登場したと記載されている。このようにアドバンテージ・ルールはラグビー競技の根幹を成すルールであった。「ラグビーのレフリーは、オーケストラのコンダクターたれ」と言われる所以である。〇〇オーケストラの奏でる☆☆の指揮による△△と称せられるように、同一のオーケストラが同じ曲を演奏しても、コンダクターの個性によって微妙に違いが生ずるものである。ラグビーのレフリーも同様に個々のプレイヤーの力を存分に引き出し、チームの戦術を巧みに活かし、迫力ある魅力的なゲームを演出することが使命であり、レフリーの妙味というものである。

ところが現状では、このおおらかなレフリースタイルは受け入れられなくなった。ジェントルマンシップに基づくレフリングを許容しなくなったからだ。勝利至上主義の現代では、“Art of Refereeing”を楽しむ余裕はない。客観的事実そのものが判定の根拠とされる近代スポーツにおいては、陸上競技では早くから写真判定を採り入れ、日本古来の大相撲でさえVTRが判定の参考資料に採用されている時代である。勝利主義、合理主義を基本理念に発展してきたアメリカン・スポーツでは、事実判定の正確性を複数の審判を配することで補ってきた。プロの参入によりラグビー競技は大きく変貌した。プレイのスピード化、ボール展開の速さ、激しいボディコンタクト、その上横行するラフプレイ等、1人のレフリーでは最早事実の確認が容易でなく、判定を困難なものとした。そこで、2人のタッチジャッジには、ラフプレイを始め不正なプレイの申告権を与え、選手交替に関する事項は第3タッチジャッジに委譲、インゴールにおける得点の有無については、VTR系の映像や意見を求め判定するといった方法を講じてミスジャッジを捕究するようになった。

スポーツのグローバリゼーションは、スポーツの均質化の度合いをますます強めており、審判の世界にも、アメリカ流の完璧主義がグローバル・スタンダードとして定着しつつある。しかし、ルール上で規則を厳しくしたり重罰を重くしたり、審判を増員したところで、違法行為の改善に多少の効果があるとは言え、価値観や正しいマナーの育成にベターな対策とは言い難い。真のスポーツマンシップの育成は、プレイヤー個々の内面に訴える「こころの教育」が必要である。なにはともあれ、人間が行うスポーツを人間が裁くところに悲喜こもごものドラマが生まれる。スポーツにおけるそのような面も捨てたものではなかった。プロ主流のスポーツ界にあって、スポーツ界すべてが勝利主義に流され同化していくのではなく、人工的機器による判定はあくまでも脇役にとどめ、それぞれの個性が活々と表出する温みのある“Art of Refereeing”の心をも、スポーツは失ってはならないと思う。

参 考 文 献

- | | | |
|-------------|---------------------------------|-------------|
| 四国スポーツ研究会 | (1986) 「アマチュアリズムとスポーツ」 | 不昧堂出版 |
| 広瀬一郎 | (2002) 「スポーツマンシップを考える」 | ベースボールマガジン社 |
| 中村敏雄 | (1995) 「スポーツルール学への序章」 | 大修館書店 |
| 日本スポーツ社会学会編 | (1998) 「変容する現代社会とスポーツ」 | 世界思想社 |
| 生島淳一 | (2003) 「スポーツルールはなぜ不公平か」 | 新潮選書 |
| 松井良明 | (2000) 「近代スポーツの誕生」 | 講談社現代新書 |
| 中村敏雄 | (1994) 「メンバーチェンジの思想」 | 平凡社 |
| 中村敏雄 | (2001) 「オフサイドはなぜ反則か」 | 平凡社 |
| 中村敏雄 | (1995) 「日本のスポーツ環境批判」 | 大修館書店 |
| 山本浩一 | (1998) 「フットボールの文化史」 | ちくま新書 |
| 忍足欣四郎訳 | (1993) 「フットボールの社会史」 | 岩波新書 |
| 杉本厚夫 | (1997) 「スポーツ文化の変容」 | 世界思想社 |
| 日本ラグビー協会編 | (1980～2004) 「競技規則 Laws of Game」 | 日本ラグビー協会 |

日本ラグビー協会訳	(1967) 「The Art of Refereeing」	日本ラグビー協会
日本ラグビー協会編	(1980～2004) 「RUGBY-FOOTBALL」	日本ラグビー協会